

第6章

地域共有資源の形成と管理

はじめに

これまでの議論から明らかなように、住民の協同組織は、それへの参加者が共通にアクセスできる資源を内部にもつことで成立している。すでにわれわれは、第3章で私有資源の共同管理組織を、前章では農村の外部から投入される共有資源について、それぞれ論じてきた。しかしタイ農村における協同行為の基礎となる資源には、コミュニティが占取したり新たに作り出したものがある。例えば土地という資源は、外部から与えられるのではなく、地域の中にもともと存在しているものであるが、それを地域住民が共同で囲い込むと、コミュニティの資源に転化する。土地のほかにも、住民がコミュニティを単位として作り出した施設や資金といった資源が存在する。これらの資源を、以下では「地域共有資源」と呼ぶことにしよう。

しかしごく最近まで、タイ農村研究において地域共有資源の管理組織について論じられることは、北タイの伝統的水利施設 (*muang fai*) を除くとほとんどなかった。その背景には、市場経済の浸透が進む以前のタイ農村において、実際このような共有資源がほとんどなかつたという事情がある。例えば共有地についてみると、土地の余剰が明らかな時代には、地域住民が共同で土地を占取する必要性が薄かった。東北タイ農村の経済史を研究したプラヌットによれば、少なくとも古老からの聞き取りの範囲で、共有地の存在は確認できなかつたという [Pranut 1982: 65]。農業生産力を規定する水につい

ても、北部を除くとほとんどが天水と氾濫水に依拠していたため、地域住民が共同で水を管理することは不可能であった。

ただし第4章で述べたような村の守護霊の森や遺体ないしその灰を埋葬するための林地(pa cha)が、集落の歴史とともに存在していたから、共有地が皆無であったわけではない。しかしこれらの共有地は、人々の経済活動とは直接には結びつかない資源であり、農村の再生産システムの中で重要とは見なされなかつたのである。それは日本の共有林が、農家の生産力を根底において規定したものであり、それゆえに共有林をめぐる共同体内部および共同体間でのさまざまな社会関係が、早くから注目されてきたとの対照的である。

しかし近年のタイ農村の社会経済的条件変化の中で、ようやくこのような資源にも研究が及ぶようになった。その背景には、実際に共有資源が形成されるようになり、その重要性が増してきたという状況の変化がある。例えば後で紹介するように、北タイのコミュニティ林について包括的な調査がなされたのは、1990年代初めのことであったが、それは森林資源の減少と、残された資源をめぐる利害対立の顕在化・激化が契機となった。そこで研究者の問題意識は、生態系の維持と住民の生活権の確保を両立させるうえで、住民の組織的な資源管理能力に期待しようというものである。

本書で地域共有資源に注目するのも、それが住民の協同的組織活動を導く要素になるからである。この章では、地域共有資源としてどのようなものがあり、どのようにして形成されたのか、またそれをめぐってどのような協同が起きているのかが、主たる考察内容となろう。

その際とくに注意したいのは、第4章で論じたコミュニティが、地域共有資源の管理にどう関わっているのかという点である。なぜならば地域共有資源は、一定の地縁的範囲に住む人々すべてに関わる資源であるから、全住民を網羅する組織=コミュニティの管理能力が重要になるからである。

なお、すでに精霊の森や寺のような信仰上の共有資源の管理については、第4章で述べているので、ここではもっぱら人々の経済活動と関わる資源について検討する。またそのうち北タイでみられる人民灌漑施設の共同管理に

については、すでにいくつかの研究があること⁽¹⁾、および灌漑組織の母体が必ずしも本章で注目するコミュニティではないことから、考察の対象としなかった。

第1節 共有地の形成と管理

1. 共有地の環境条件

(1) 土地をめぐる環境変化と共有地

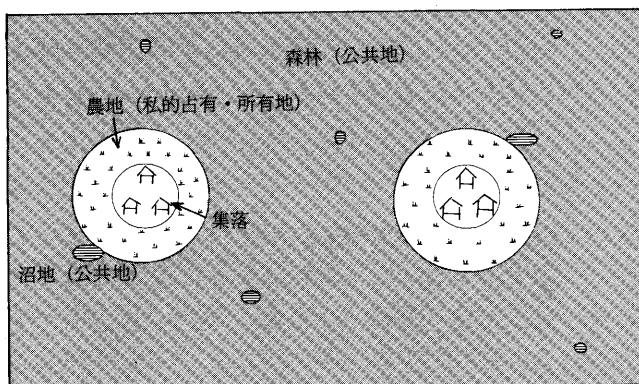
タイ農村の土地をめぐる経済環境の変化については、すでに第1章で論じておいた。その要点は次のようなものである。19世紀半ばまでのタイは、土地に対する人口の比率が極めて低かったために、人々が必要に応じて新たな土地を囲い込む余地があった。しかしその後、人口の増大、交通の整備、コメ商品化の進展、および市場向け畠作物の普及などによって、無主の森林は急速に占取され開墾されていった。1976年には、森林は国土の39%にまで減少していた [Thailand, RFD n.d. (1988): 21]。

その結果、農村の生態的環境は劇的に変化した。すなわち図6-1に模式化したように、森林に囲まれて水田と居住地が島のように存在した景観（A）は、森林が島のようにわずかに残る景観（B）へと、逆転した。

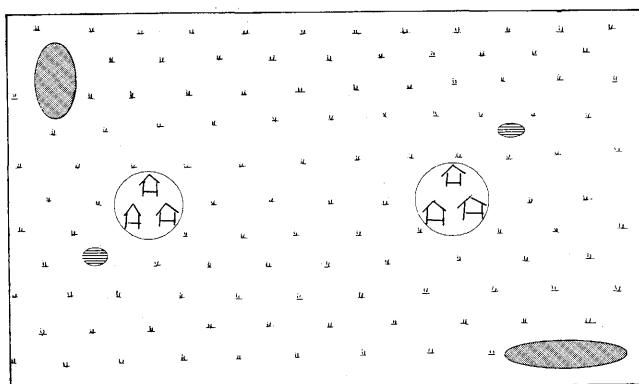
これらの図で、人々の共同の利用におかれている土地は森林や沼地であるが、AとBとでは、住民にとっての意味が大きく変化している。Aのように、村の後背地や周囲に森林が続いている状況でしかも人口希少という条件があるとき、森林は人々の共同利用地（放牧や森林資源の採集）であると同時に私的占取のためのリザーブでもあった。森林が十分な広さをもっていたために、その一部を私的に占取しても放牧など共同利用の空間は十分あったから、私的占取は特定の集落や集団に限定されたり規制されたりすることはなかった。したがって共同で利用されているとはいっても、公共に開かれた土地（open-

図 6-1 タイ農村の土地環境の変化

(A)



(B)



(出所) 筆者作成。

access land)として理解すべきものであった[Chopra, Kaidekodi, Murty 1990: 24]。

ところがBの環境になったとき、残った森林や水場はその希少価値を高めている。もし誰かが私的に占取すれば、放牧や採集などの場が失われることになり、他の地域住民への影響は大きい。そのため住民の相互、あるいは共同の規制が始まる。このような共同の利用・管理下におかれた土地こそが、

本書でいう地域共有資源としての「共有地」である。ただし、ここでの「共有」は、法律によって公的に認められた共同の「所有」を意味しない。あくまでも慣習的に成立している共同の「占有」状況を指すものと理解されたい⁽²⁾。

(2) 共有地をめぐる土地制度

このような共同的土地利用は、国家の法体系から自由ではありえない。近代法制度を採用するタイでは、私的所有権のない土地は国有とされる。したがって、ここでいう「共有地」も、国有地の一部であり、その利用・管理は、国家のコントロールのもとにおかれるのである。そこで共有地の実態について論じる前に、共有地をめぐる法制度について、簡単な説明を加えておきたい（詳しくは別稿 [重富1996] を参照）。

タイの国有地は、普通財産としての土地と公共地に区分される。後者は行政財産としての土地であり、民法典第1304条において次のように区分されている。すなわち、(1)荒蕪遊休地 (thidin rok rang wang plao), (2)共用地 (人民の共同の利用に供される土地, thidin samrap phonla muang chai ruam kan), (3)国家の特定用途のための土地 (thidin phua prayot khong phaeng din doi choepho) がそれである ((1)(2)(3)の番号は、それぞれ第1304条中の項目番号に対応)。このうち(1)は、法に則って手続きさえおこなえば、私的占有が可能な土地である。一方、(2)と(3)は、私的占有が認められない。(3)は軍の要塞、兵舎、官公庁の建物、軍艦などの、いわば官の用途のための土地であり、その利用やそこへの侵入は公衆に対して開かれていない。これに対し、(2)はその利用が一般に開放され、かつそのような利用状況が維持されることが定められた土地である。民法典では放牧地や道路という例示があり、またそのほかに河川、運河、道路、放牧地、公園、海岸、湖沼、領海が含まれるとされる[Orathai 1983: 122-136]。

住民が慣習的に有している共有地は、実際には(1)や(3)として規定されたエリアの中にも存在している可能性はある。しかし法的な保護の対象として認

められるのは、(2)の「共用地」カテゴリーである。ここで確認しておきたいことは、住民が共同で利用する権利を保証する制度が、タイの法制度の中に存在しているということである。しかもこのような規定は、すでに19世紀の末には法律の中に現れていた。しかし実際には、以下に述べるような制度上の問題から、住民の共同利用地は私的な土地占取から十分守られてこなかつたのである。

第1に、ある特定の土地が「共用地」として保護のもとにおかれるためには、一定の法的手続きが必要である。1935年以前はそのような手続きは法律で規定されておらず、政府や国の地方統治機関が必要に応じて保護を宣言していた。35年以後54年までは、勅令(phraracha kritsadika)によって法に則った手続きのもとに公共地の保護が定められ、官報に公示された。54年以降は国家土地管理委員会(Khana kamakan chat thidin haeng chat)が保護を決定することになっている。ただし、これらの法的手続きを前もって経ていなくても、実態として共同利用に付されていれば、司法判断によって保護地とすることができる [Banchon 1987: 178] [Orathai 1983: 110]。

このように公共地を法的な保護のもとにおく手続きは多様であり、それら全体でどれだけの公共地が保護されているのかを示すデータはない。しかし官報に公示されている1935年から54年の20年間についてみると、保護を宣言された土地は100カ所ほどでしかなく、しかもそのほとんどは、軍や警察、あるいは国家入植事業などの用地であった。つまり、同じ公共地でも官用地か、あるいは共用地の中でも政府による直接管理が想定されるような土地であった⁽³⁾。政府の側からおこなう保護が、同じ公共地でも、官用地や政府事業に直接関わる土地について優先されたのは当然であろう。54年以後についてみると、国家土地管理委員会による保護決定件数は、95年11月までで219にすぎない⁽⁴⁾。また住民の側から司法判断による共用地の保護を求めるようなことは、共用地をめぐる係争でもないかぎり、ほとんどなかったであろう。

第2には、共用地の位置と領域の確定に関わる問題がある。1935年以後の勅令と国家土地管理委員会による保護手続きでは、当該公共地の地図が付さ

れることになっているが、その地図のほとんどは国防省や土地局の10万あるいは5万分の1地図の上に線を引いたものであった⁽⁵⁾。ようやく86年の規則改定で、地籍図上に公共地をプロットすることが定められたが、それまでは正確な位置・領域の特定は不可能であったとみるべきであろう。また実際の土地の境界には、柱を立てることとされたが、それも地片の角のみであり、そのための予算も不足しがちであった [Thailand, DOL 1971: 782-783]。

これらのほかに、公共地を登録する制度がある。これは公共地の保護を法的に定めたものではなく、単に土地の位置、形状などを記録したものである。登録には、リスト形式の登録簿と、地片ごとに発行される国有地登録証の2通りの方法がある。前者は各郡内にある共用地を一覧表の形で示したもので、地図はつけられておらず、共用地の領域はおおまかな縦横の長さと隣接地が何であるかによって記述されているにすぎない。したがって領域の特定は曖昧なものとなる。例えば隣接地が私有地の場合、もしその所有者が共有地を侵食しても、登録表のデータからは排除する証拠を提示することができない。共用地が森林に連なっているような場合、どこまでが保護されるべき土地なのかの線引きは不可能に近い。一方国有地登録証の方は、地片ごとに作られる証書であって、裏には地片の図が描かれており、前者よりもその領域は正確に把握できる。しかしこの証書が出された土地は、1971年末までで3708ヶ所にとどまった [Thailand, DOL 1973: 87]。ほとんどの村で一つぐらいは何らかの共用地があること、しかも発行された登録証の中には官用地も含まれていることからすれば、少なくとも1970年代まで、農村にある共用地のほとんどは、この登録証をもたなかつたとみてよかろう。

このような地片の位置と領域の確定上の問題は、タイにおける土地測量の実施自体が遅れていたことに、根本的な原因がある。地券発行の基礎となる地籍図の作成は、1980年代半ばからの作成促進プロジェクト開始まで、遅々として進んでいなかった。また、地図付き土地利用証明書 (No. So. 3 Ko.) の基礎となる空中写真の撮影は、72~79年の間によくくなされたのであった。

第3に、共用地の管理の担い手に関する問題がある。放牧地や沼地、埋葬林といった利用主体が地域的に限定される度合いの高い共用地は、土地局長の委託を受けて郡長が管理責任を負うことになっている。しかし郡役場の限られた人員と多様な任務を考えれば、共用地の管理を実際におこなうことは不可能というべきであろう。

以上のように、少なくとも1970年代まで、法的手続き、位置・領域の確定、実際の管理の点で、地域住民が共同で利用する土地の保護を、政府が十全におこないうる状況にはなかった。逆に、ある共用地が実際に保護されるためには、それを利用する住民が、保護すべきことを共に意識し、その領域を共通に認知し、そして共同で管理することが不可欠であった。ところがこのような住民の側でも、後でみるように共用地の希少化が明らかになるまで、それを共同で保護し管理しようという意識が弱かった。

その後、とりわけ1970年代に入って私的な土地占取が進み、森林の減少やそれにともなう環境問題が顕在化すると、森林を含む公共地の管理が重要問題と認識されるようになった。そのような背景のもと、公共地の国家による管理体制が強化されつつある。それはとくに森林の管理に現れている。

森林は公共地の一つであり、その多くは人民が自由に入り、一定のルールにしたがって利用することが可能であるという意味で、共用地の一種とみるとできよう。この森林という共用地が、もっとも激しい私的占取の対象となってきたのである。政府は1930年代後半には森林を領域として保護する法律を制定し⁽⁶⁾、戦後も国有保護林法(1964年)などいくつかの法律で森林の保護を図ってきた。しかし実際には私的占取が進んで、国有保護林の中に土地利用認定書(No. So. 3)が発行されているようなケースもある⁽⁷⁾。そこで政府は、残されている森林をこれ以上の侵食から守るために、80年代半ばから森林の再区分をおこなってきた⁽⁸⁾。すなわち森林を、(1)自然のまま保護すべき森林、(2)経済的目的のための森林、(3)農用地に転用すべき森林、に区分し、(1)については国家(森林局)がすでにその中で生活しているものを排除し、植生が衰退したところには植林したうえで、森林としての管理・保護にあたる。

しかし(2)については住民による森林の共同管理を一定認める、というものである。このような線引きは、空中写真の整備が70年代末にほぼ完了し、地籍図の作成も80年代半ば以降急ピッチで進んでいることから、以前よりもはるかに正確におこなうことが可能になってきた⁽⁹⁾。またこのような地図の整備にともなって、90年代の国有地地券の年間発行量は、70年代の10倍ほどになっている。これらの地図や登録の整備によって、共用地の位置・領域の判定が可能になり、私的占取から守る環境条件が作られてきた。これは、共用地を守ろうとする住民にとっても重要な証拠を用意することになる。

ところが、住民の意思と政府の意思とが必ずしも一致しないケースが起きてきた。すなわち(1)とされた公共地の中で、住民が共同で利用してきた土地がある場合、その利用・管理をめぐって住民と政府とが対立するケースが多く現れた。後で述べるように、北部タイなどでは「コミュニティ林」と呼べるような森林があって、それが(1)のエリアにも広がっているのである。

(2)については、人民が森林を共同で利用する権利を認めているものの⁽¹⁰⁾、それはあくまで(1)のエリアに侵食させないためのものとされる。またこのエリアでは政府が「経済的に価値の高い」木を植林することも奨励されており[Thailand, RFD 1992:58-60]、その場合、住民の共同利用と対立するケースも出てくる。

以上のように、共用地に関する国家の管理体制が強化されることによって、住民が国家の権威を利用できる側面が出てきた一方で、共有地をめぐる国家との対立が現れるようになっている。

2. 共有地の形成と管理の展開

すでに本章のはじめに、共有地がどのようにして形成されるかに関して、模式的説明をおこなった。以下では、実際にどのような共有地が、どのような契機で発生してきたのかを、筆者の調査村と北部タイのコミュニティ林調査報告書などをもとに叙述したい。

(1) トン村（東北タイ）

この村の周囲では、1940年代後半には水田にできるような林地の先占はほぼ終了した。50年代の後半には、その他の林地(後に畑地として利用された)の先占もおおむね終了していた。村の古老人の記憶によれば、最後に残った広い森林の一つは村の西方2～3キロメートルのところにあったサムラーン森(*pa samran*)であり、近隣村の住民が家畜の放牧などに利用していたという。2万5000ライほどあったとされるこの森は、後に国有保護林に指定されたが、結局60年代初めまでに近村住民、あるいは他所からの移住者によって先占されてしまう。78年には農地改革地に指定されているから〔Thailand, ALRO 1990: 67〕、この頃までに、実態はほぼ私有農地と化していたのであろう。こうしてトン村周辺の先占余地は消失していったが、囲い込みの終了後も、樹木は70年代初めまでかなり残っていたようだ。それが切られて一面の水田と畑地が現れるのは、72年頃からのタピオカの普及と、78年の耕地整理を経てからのことであった。

先のサムラーン森以外で、住民の先占を最後まで逃れた林地は、集落の南にある、小高い場所であった。これはもともとコーク・ファイハイ(*khok huai hai*, ハイ川高台)と呼ばれた小川沿いの8キロメートルにも及ぶ細長い高台(*khok*)であったが、住民の先占によって面積にして24ライを残すのみとなっていた。1950年頃にはほとんど大きな木はなくなっており、人々が草競馬などに使っていたという。その頃、寺の敷地にあった小学校が手狭になつたため、52年に村人は学校建設用地としてその林地を整地した。こうしてこの公共地は、村の共同の目的のために囲い込まれ、共有地となったのである。

一方、トン村とその東方を流れるナムポン川の間は、低地でその中にいくつかの沼地があった。そのうち小さなものの(Nong SaengおよびNong Khon)は住民の先占によって、1920年までには水田に変えられてしまった。現在は地名として、もとの沼地の名が残るのみである。

逆に大きな沼地は、人々の先占を容易に許さなかった。40ライの広さをもつンゴーン沼(Nong Ngong)は、かつて精霊が住むとされ、住民は恐れて近

寄らなかった（90年ほど前まで）。あるとき一人のモーピー（精霊術師）が精霊を追い払う儀式をおこない、その後その沼を独占的に利用していた。他の住民はまだ精霊を恐れていたからである。このモーピーはこの沼で魚を捕るなどしていたらしい。しかし50年ほど前から他の住民もこの沼地を利用するようになり、人々の共有地と認識されるようになったとされる。ただしこの沼は、隣のNong Kha村とのほぼ中間に位置するため、2村の共有と見なされている。このほかにトン村には、キーペット沼（Nong Khi Pet）、ケー沼（Nong Khe）というそれぞれ36ライ、16ライの沼地があって、人々が魚捕り、水辺の草とり、牛の水場などに利用してきた（写真6-1）。

これらの沼地は、トン村の住民だけに開放されたものではなく、誰でも利用が可能であった。ただし水をくみ出してしまうようなことだけが、禁止されていた。これらの沼地がトン村の共有地であるという意識は早くから作られていたようで、雨期には人々が共同で沼の清掃にあたった。すなわち氾濫水がこれらの沼地にまで届くと、それを利用して人々は堆積物や草をナムポン川に押し出した。氾濫水が多い年には、人々が何もしなくとも沼地はきれいになったという。この共同清掃は、村長が氾濫水の状況をみて住民に呼びかけておこなったが、とくに参加を強制するわけではないので、毎年参加者



写真6-1
キーペット沼

（1989年撮影）

の数は変動した。このような沼地の共同清掃活動は、どの村でもみられるわけではない。筆者の調査した範囲では、自然の浄化力にまかせるという村が多いように思われる。トン村でも、ンゴーン沼は2村の共有のため住民の協同をうまく引き出せないことが多かったという。

沼地でおこなわれるもう一つの共同行動は、魚捕りである。乾期になって沼の水位が下がると、人々は日を定めて一斉に魚捕りに興じた。ただし、魚捕りへの参加を強制されることはないし、逆に村外の人も自由に参加することができた。また寺施設の建設で資金が必要なときに、捕獲した魚を共同で販売することがあった。つまり、1947年に寺の本堂建設のための資金作りを目的に、ンゴーン沼でNong Kha村と合同で魚を捕って売り、収益を2村で折半したという。しかし、他村との合同ではあまり出役する人がおらず、お互に相手の村の出役者が少ないというような不満が出たため、2年でやめてしまった。その後次第に共同清掃の伝統が廃れ、60年代末には雑草のため三つの沼とも利用不可能な状況になった。その背景には、ナムポン川上流にナムポン堰（1965年）とウボンラット・ダム（1966年）が完成して、毎年の氾濫水が来なくなったことがある [Thailand, RID 1986: 449] [EGAT 1985: 4] [Johnston III 1982: 185–186] [Lefferts 1974: 169]。氾濫水という自然の力を借りられなくなると、清掃作業はかなりの労力を要するものとなったからである。また82年に、洪水が沼に溜っていた堆積物を押し流し、キーペット沼が利用可能になったことがあったが、すでに共同清掃の慣行が廃れていたため、1～2年後には雑草が茂って再び沼は使えなくなっていた。

その後1985年頃に、村の役員会が村人全員での清掃を提案したが、人々の協力を十分得ることができずに失敗に終わった。そこで翌86年に、役員会は別の方法を提案する。それはキーペット沼を、住民有志に5年間貸し出すというものである。参加を希望する者はグループを作り、1000バーツの借地料を支払うと同時に、沼地を清掃することを条件づけられた。この提案が村の寄り合いでなされると、ただちに30人が沼地グループ（klum nong）を結成した。そしてグループは30日ほどかかってこの沼を清掃すると、稚魚を購入し、

養魚事業を始めたのである。

この貸付けに関しては、トン村は借用証書を作り、その法的効果を示すために収入印紙まで貼付している。その借用書には、グループの代表者である村人を借地人、全村人（代表：村長）を貸地人として、貸与の条件（沼の浅くなつた部分を掘り直し、清掃をおこなつて、5年間荒らさないこと。1000バーツを地代として村に払うこと。清掃を怠れば1000バーツの3倍を罰金として払うこと。および貸与期間を5年間とすること）が明記されている。このように、キーペット沼はトン村の共有財産として貸し出され、村は1000バーツの地代と清掃された沼を得た。魚を勝手に捕ることは許されなくなつたが、トン村をはじめ近在の人々は家畜の水場などとして再び利用できるようになったのである。土地の賃貸借契約において、村が貸し手となっているところに、「土地の占有主体としての村」が明らかに意識されている。

この沼地グループは、魚が大きくなると、毎夜交替で沼の見張りをおこない、乾期には日を定めて入漁券を販売した。筆者が滞在中の1989年2月には、舟を出して網打ちする場合は1艘当たり400バーツ、それ以外の方法による場合は1人当たり40バーツで入漁券を販売した。地元コンケン市のラジオ放送を使って宣伝した甲斐あって、大勢がつめかけ、合計5万4000バーツほどの売上げを得た。このうち稚魚代などの経費を払った残りを、寺への寄進、グループ会員への配当（1人1200バーツ）、内部留保などとした。

こうして沼地の貸出しは順調にいくかと思われたが、1991年にグループのリーダーがこの沼で溺れ死ぬという事件が起きた。たちまち沼の精霊の罰があたつたという噂が広まり、有志たちは養魚事業から撤退した。キーペット沼は、またもや以前の荒れた沼地に戻ってしまったのである。

もう一つの沼地であるケー沼は、1983年頃から一人の土地無し農が沼地を開墾して、稻を植えはじめていた。それまで沼は利用できないほど荒れていたから、村人はこの私的占取を黙認していた。ところが88年に、村の会合でこれを問題とする者があり、年間200バーツの借地料を徴収することになったのである。89年に筆者が観察したかぎりでは、この沼地はかなり整備された

水田に変わってきており、共有地から私的利息を得ていることに対する批判が起きたのであろう。このような批判に対して、借地料を徴収するという解決方法をとるところに、村としての土地の占有意識を見ることがある。

また学校用地として利用されていた土地は、その後学校が隣のノーン村内に再移転して、空き地となっていた。そこに1988年から、共同で桑を植える事業が開始された。これはECの補助金で販売目的の養蚕が村内で始められ、桑の作付地が必要になったためである。村はこの土地を18人の村人に均分して区画し(約1ライずつ)，借地料を年100バーツ徴収した。ところがトン村一帯の雨不足で桑の生育が悪く、販売向けの蚕種の飼育に不慣れなこともあって、92年にはほとんどの農家が赤字を出して商業的養蚕から撤退した。このため学校跡地も再び空き地のまま放置されることになった。

そのほか、トン村には、(1)広場、(2)池、(3)ボクシング場、(4)埋葬林、(5)プーター(村の守護靈)の森、といった共有地がある。プーターの森については第4章で述べたので、それ以外について利用・管理形態を概説しよう。

広場は寺の跡地で、現在もNo.So.3 Ko.用空中写真には、寺用地(thorani-song)と記されている。面積は4ライあり、その中に屋根付きの集会場がある。人々は村の寄り合いのほか、モーラム、映画などの興行、行商人が店を広げる場所として使用している。最近、広場の一角にタンポンの保健所(sathani anamai)が建てられた。

池はプーターの森の一部にあり、森と合わせて4ライになる。これが掘られたのは1955年で、当時村のすぐそばに生活用水を汲むところがないため、プーターから許可をもらい掘ったという。その後タンポン・プロジェクトの金を使って池を拡張した。

ボクシング場(0.5ライ)は、1990年に国会議員の寄付で建てられたものであるが、この敷地はもともとは道の分岐点にあった小さな空き地であった。

埋葬林は40ライで集落の東南のはずれにあるが、Non村との共有とされている。人々は村ができた頃からこの埋葬林があると信じている。火葬した後の灰を埋めたり、事故死の場合に土葬する場所として用いられる。この場所

には精霊（死者の靈を含む）が住むと信じられており、多くの住民は精霊を恐れて手をつけることがなかった。そのため現在にいたるまで森がよく保存されている。一度1980年頃に、この林の周囲を侵食して田に変えた住民がいたが、村長が注意してもとに戻させたという。なお、84年にこの埋葬林の中に森の寺（wat pa）が建てられた。

以上の共有地については、とくに共同作業のようなものではなく、村長が国家の祝日などに村の清掃を指示したとき、ついでに清掃がなされる程度である。ただし村の広場やボクシング場などの排他的使用は、村の許可（実際には村長の許可）のもとで可能となる。広場で店を広げる行商人は、必ず村長の許可をとり、場所代を村に納めねばならない。また村人でも、集会場を私的目的のため（例えば結婚式の披露宴など）に夜間使用したときは、電気代として村に幾ばくかの現金を支払う（これらの収入については次節で詳述する）。ボクシング場がまだできていないときには、その空き地を使って映画を掛けに来る業者がいたが、その場合でも同様の手続きが必要であった。

なお、この村の共有地は、ハイ川高台が放牧地、埋葬林として郡土地事務所の登録簿に記載されているのみであった。つまり、以上に述べてきた土地は、法的にみると、すべて村人の共通認識や利用実態のうえで共有地として確保されているのである。

（2）シーポートーン村（東北タイ）

シーポートーン村の一帯はムーン川沿いの低地帯であり、かつては森林の中に数多くの沼地があったといわれる。村を設立した最初の移住者は二つの家族（チャイヤー姓とスパボード姓）であり、合わせて約440ライ（70ヘクタール）を先占した（約90年前）。このように大きな面積を私的に占有できたということは、当時この一帯に無主の土地が豊富に存在したことを示している。しかしこの2家族の子孫や後からの移住者たちによって土地が次々に囲い込まれると、1950年代にはほぼ先占の余地はなくなっていた。そしてこのように囲い込まれた土地の中には、当然沼地も含まれていた。

森林が水田に変えられていくと、まず人々が利用できる近在の水場不足が感じられるようになる。そのため人々は約60～70年前に、ポートーン沼 (Nong Phon Thong) と呼ばれる中規模の沼地を共有地として確保することに合意した。当時この沼地は、すでにチャイヤー姓の移住者によって囲い込まれていたが、人々は話し合いの末これを村のものと決めたという。そして区長、村長が広さを測り、共同の水場として保存するようにした。同様のことが、約30年前にもトゥン沼 (Nong Thung) について起きている。この沼もやはりある村人が占有し、その後2度ほど村人の間で売買された後、子供へ相続までされた土地であった。しかし近在に水牛の水場がなくなってきたことから、人々の合議によって村の共有地とすることを決めたという。これらの沼地はとくに共同掃除がされるわけでもなく、ほとんど自然のままに放置されていたようだ。ただし、毎年乾期になると、トン村同様、日を決めて一斉に魚捕りをした。やはりこの村の住民のみでなく、誰でも参加することができたという。

ところが政府が1976年にポートーン沼を掘り直したところ、水が濁ってしまい魚も棲まない状態になった [Preeda, Weera 1992: 17]。したがって共同の魚捕りもおこなわれなくなっていた。その後80年に、旧ポートーン村からシーポートーン村が分かれた時点で、この沼はシーポートーン村の共有地と見なされる。そして村人による開発組織形成がなされるようになると(詳しくは次章)，その一環として養魚事業が企画される。87年に村人の手で沼の水質改善が成功し、翌年から政府の村落漁業基金を受けて、養魚事業が始められた。

この沼地の場合、村が養魚事業を直営しているところに特徴がある。すなわち稚魚の放流は村の役員がおこない、餌は村の全世帯が年に2回、家畜の糞を手押し車2杯ずつ沼に投入する。幸いこの沼は集落のすぐ近くにあるので、夜間の監視をおこなう必要はない。漁獲は村人が共同作業でおこない、村内の全戸に若干ずつ配るほかは、村人や近在の人々に販売する。魚の販売収益は、堆肥を作るのに必要な糞がらの共同購入基金として積み立てられ、

村民の経済状況の改善に役立てられている。

またこの事業を開始したことで、沼地は以前のようなオープン・アクセスの土地としての性格を失い、村の占有地として囲い込まれることになった。もはや村の許可なくこの沼地で魚を捕ることはできない。実際、養魚事業を開始して間もなく、村人の一人が深夜に魚を取るという事件が起きたが、村人は合議の末、この村人に400バーツの罰金を課したうえ、その後3カ月は寄り合いのたびに役員がこの例をあげて規則の遵守を呼びかけた。共有地の共同運用が始まり、村としての世俗のルールと制裁方法が規定されたようになったのである。

沼地以外の土地についても、すでに30年前には、未占有地はわずか15ライの荒れ地を残すのみとなっていた。その頃すでに私的占有地はほぼ水田に変えられていたから、雨期には牛の餌場を近在で確保しにくい状況が発生していた。そこで、当時の村長がその土地を放牧場のための共有地として保存することを宣言した。その後1979年に、村（当時まだポートーン村）は小学校の用地を買収するために、この共有地を一人の村人に売却した。このように村の共同の目的のために処分されていることからも、この土地が共有地としての実態をもっていたことが確認できる。

また正確な年次は不明だが、おそらく20年ほど前に、人々は共同でトゥン沼からの排水路を掘った。これはこの沼の水が毎年雨期に溢れて、稲に被害を及ぼすため、ムーン川までのはけ口を作ろうとしたものである。この排水路は私有地を通過することになったが、排水路をもつことで水害から逃れられるということで、土地の提供は問題なくおこなわれたという。

これら以外に、現在のシーポートーン村とポートーン村の領域内の共有地は、ポートーン村内にあるプーターの祠を祀る池とシーポートーン村のライスバンクの敷地ぐらいである。前者はおそらく村の設立時からの共有地であったろう。後者は1983年に村人から集めた金などで購入したものである（詳しくは次章）。

(3) コーブン村（中部デルタ）

コーブン村には集落の北側に接してコーブン沼（Nong Kho Bung）と呼ばれる42ライの池がある。この池はもともと自然の沼地で、その北側には30年ほど前まで森林が残っており、遠くは隣の県からも森を通って牛を連れてきた人が、水場として利用していたという。そのことからコー（牛）ブン（沼）と呼ばれるようになり、それが集落の名前にもなった。実際1907年に描かれた地籍図をみると、当時ほとんどの土地が私有地として登記されている中で、この沼地の北側部分にのみ「森」と記された一帯がある。

上述のように、かつての沼地の利用は、誰にでも開かれたものであった。また村としての共同清掃などの共同管理行為は全くなかった。そのため土砂の堆積が徐々に進んで、沼地は浅くなっていた。1982年に当時のガムナンが沼地の再生に乗り出したときには、すでに10戸ほどが沼地内の土地を私的に囲い込み、稲作などに利用していた。ただしその時点では、住民の中に「村の共有地」という意識がある程度あったように思われる。なぜならばガムナンのイニシアチブで沼の再活動が始められたとき、コーブン村の人々のみが熱意をもってこれに参加したからである。そしてその熱意の背景には、共同の土地を私的に占取している人々への批判意識があった⁽¹¹⁾。

このように沼が村人の共同作業で再生された後、ここでも養魚事業が始まられる。とくに1989年から政府の村落漁業基金を受けるようになると、村人は養魚事業の運営委員会（10人）を作り、組織だった管理を開始した。魚が大きくなると運営委員は毎夜3人ずつ交替で夜警をし、トン村と同様に入漁券を販売して、3年間で合計3万8000万キログラム、売上げにして5万バーツほどの収益をあげた。売上げの35%は稚魚、餌（稻藁と窒素肥料を混ぜて発酵させたもの）のコスト、30%は運営委員への報酬、残りの35%は村の共有現金としている。

こうして養魚事業が本格化したが、管理主体が一部の村人に限られていたために、大多数の村人は事業にあまり関心を払わず、魚の盜難が後を絶たなかった。そこで1993年に、村人から出資を募り、それを原資として養魚事業

をおこなう体制に改めた。村のリーダーたちは、この改革によって一般の村人が養魚事業の成否に関心をもつようになることを期待している。その出資者は45人にのぼっているから、58戸のこの村のほとんどが出資者となったとみてよかろう。

コープン沼以外にも、かつてこの近くにはラーンファーアイ沼 (Nong Rang Fai) という4～5キロメートルの細長い沼があった。しかしこれも浅くなると住民の先占にあって、現在では消失している。

(4) コミュニティ林の「発見」

山地の多い北タイでは、これまで述べた村々にはみられない共有地が存在している。それは「コミュニティ林」(pa chumchon) と呼ばれるものである。はじめに触れたように、このような森林がこの地方において広範に存在していることが明らかにされたのは、ごく最近のことであった。すなわち住民参加による開発を進めるNGOや研究者が、住民による森林管理の存在に着目し、共同調査をおこなって、153カ所ものコミュニティ林を発見したのである [Chalatchai, Anan, Santhita 1993]。

ここで「コミュニティ林」とは、「共同意識のある人々のコミュニティが、森林とその土地の利用のために、それを保護することにおいてフォーマルあるいはインフォーマルな組織を用いて管理しており」、また「利用の規則が定められ、領域が明確で、周囲のコミュニティからその森林に対する権利を認められている」ものとされる [Yot, Wichien, Thiraphon 1991: 227-228]。要するに、何らかの地縁的なまとまりをもった人々が団体として占有し管理している森林のことであり、本書でもこの定義に則って議論を進めたい。

住民による協同管理の内容はおおむね次のようなものである。まずコミュニティによる何らかの利用規制が敷かれる。樹木の伐採を認めないか、または認める場合でも、何らかの条件がつけられる。例えば、自宅の新築、増築についてのみ認めるとか、葬式の棺桶作りには認めるなどの規制があることが多い。森林を区分して、生活林として薪などの採取を認めるエリアを限定

する場合もある。また樹木以外の森林産物（茸や薬草など）についても、自給を目的にしたものに限るなどの規制が敷かれることが多い。

これらの規制を徹底するために、住民の協同の監視活動がおこなわれる場合もある。また使用のルールを成文化し、違反者に対しては罰則を適用するというところもある。このような規制は、少なくともコミュニティの内部で合意が形成されなければ作れないし、また実効性をもたないから、住民の間での十分な協議が、これらの利用規制や協同管理の土台となっている。

上記の153カ所のコミュニティ林に関するデータを分析すると、いくつかの興味深い特色が浮かび上がる。まず用途であるが(表6-1)，コミュニティ林の40%以上が「水源林」としての森林である。他の用途も合わせもったケース(類型H, I, J, K, P, Q, R)を加えると、64%になる。次に多い生活林が単独で12%，他の用途を合わせもつものを含めても36%にすぎないから、水源林の比重の大きさははっきりしている。また「宗教、信仰」や「埋葬」というような、伝統的信仰・習慣と関連するコミュニティ林は、量的にごくわずかであることを確認しておきたい。

次に形成契機であるが(表6-2)，半数近くが「資源利用の競合」によってコミュニティ林化したことがわかる。これは、(1)材木伐採のコンセッションを受けた会社と住民の森林利用との競合、(2)山の上に住む少数民族の農耕と麓の住民の水資源確保との競合、あるいは、(3)住民の間でも畠地に転換したい者と森林としての利用に依拠する人々との競合、などが主な内容をなす。要するに、需要に対して資源が希少化してきたことが、コミュニティ林の形成契機となっているのである。このほかに「天候不順、自然災害、水不足」という契機も、資源の過剰開発・希少化によってもたらされたと考えられよう。この二つの契機を含むものは全体の61%にのぼった(A, B, J～M, Q, Rの合計)。これ以外には、とくに目立つ形成契機はなく、北タイのコミュニティ林の大部分が資源の希少化をきっかけとして作られてきたといってよい。ここでも、土着の信仰・習慣を契機とするものは10ケース(6.5%)で、他の契機を合わせもつものを含めても24ケース(16%)にすぎない。しかも原

リストで読み取れるかぎり、24ケース中少なくとも14ケースが、カレン族、アカ族、リス族など山地少数民族の村のコミュニティ林であることがわかる。

以上二つの表から、次のようなことが推測できる。まずコミュニティ林として水源林が多いのは、水という希少資源を含んだ大地であるためであろう。森林が面積的に広く存在していても、水源となる部分は希少性が高く、人口

表6-1 北タイにおけるコミュニティ林
の用途

用 途	箇所	比率(%)
A) 水源	65	42.5
B) 生活 ¹⁾	18	11.8
C) 宗教、信仰	8	5.2
D) 放牧	2	1.3
E) 埋葬	1	0.7
F) 村の共有地 ²⁾	4	2.6
G) 林産物資源 ³⁾	1	0.7
H) AおよびB	26	17.0
I) AおよびC	1	0.7
J) AおよびD	1	0.7
K) AおよびE	1	0.7
L) BおよびC	3	2.0
M) BおよびD	4	2.6
N) BおよびF	1	0.7
O) CおよびD	1	0.7
P) A, B, およびD	1	0.7
Q) A, B, およびE	1	0.7
R) A, B, D, およびE	1	0.7
S) 不明	13	8.5
合 計	153	100.0

(注) 1) 生活のための雑多な資源を得るために森。

2) 具体的な用途は不明。

3) 具体的な資源名は不明。

(出所) [Chalatchai, Anan, Santhita 1993]の付

表より筆者集計。

表6-2 北タイにおけるコミュニティ林の形成契機

形成契機	箇所	比率(%)
A) 資源利用の競合	71	46.4
B) 天候不順, 自然災害, 水不足	8	5.2
C) 土着の信仰, 習慣	10	6.5
D) 水源であるから	9	5.9
E) 林産物の産地	1	0.7
F) 僧侶, 寺の勧め	2	1.3
G) NGOの助言	5	3.3
H) 政府の助言	5	3.3
I) その他	4	2.6
J) AおよびB	3	2.0
K) AおよびC	3	2.0
L) BおよびC	5	3.3
M) BおよびF	1	0.7
N) CおよびG	3	2.0
O) CおよびF	1	0.7
P) CおよびH	1	0.7
Q) A, BおよびC	1	0.7
R) A, BおよびH	1	0.7
S) 不明	19	12.4
合計	153	100.0

(出所) 表6-1に同じ。

の増加や開発によって資源利用の競合がいち早く起こる可能性が高い。木材伐採のコンセッションは1960年代に、市場向け畑作(メイズなど)は70年代にそれぞれ広まっているので、資源の競合もその頃から激しくなってきたものと考えられる。さらに80年代では、商業樹の植林やリゾート建設などがブームとなり、資源の競合をさらに厳しいものとしている [Sane et al. 1993: 171-172]。

逆に、このような森林資源の商業的利用が始まる以前では、水源林のよう

な山奥の森林に手をつける者は、ほとんどなかったとみてよかろう。なぜならば集落の近在に、豊富な森林が存在しており、人口圧力もまだそれほど高まっていなかったからである。また住民が広い面積で森林を破壊する経済的インセンティブも、当時の生産力段階ではなかったとみてよかろう。そのような時代でも、人々は水源林の重要性を認識していたであろうが、水源林には手をつけないという伝統的規範に依拠していれば十分保護ができていた。

したがってコミュニティ林を住民が共同で組織的に管理するという現象は、早くとも1960年代、多くは資源利用の競合が厳しさを増した80年代に起きたと考えられる [Chalatchai, Anan, Santhita 1993: 132]。

他方、信仰や慣習のような伝統的契機、目的で団体によって囲い込まれた森林は、それほど一般的ではない。タイ人研究者やNGOは、このような文化的、伝統的契機を強調する傾向があるが、大量調査の結果はそのような見方を支持していない。少なくとも北タイの人口の大多数を占めるユアンの社会では、集落の領域を示すシンボルは伝統的に存在しても、その後背地の森林まで共同で囲う信仰やシンボルは一般的でないよう思う。

なお資源利用の競合を契機として、共有意識が生じたり、組織的なコミュニティ林管理が発生するということは、北タイのみならず東北タイにおける事例研究も指し示している。例えば河野らは、ヤソートン県において複数のコミュニティ林を調査し、同様の結論にいたっている [Kono, Suman, Takeda 1994: 30]。またモンコンらは、8カ所のコミュニティ林を調査しているが、その多くはコンセッション、畑地開墾、あるいは共産党対策の林地破壊などを契機として、住民によって作られたものだった [Mongkol et al. 1993]。中部タイではコミュニティ林の存在は稀であるが、ラヨーン県でのチャンタナーラの調査によると、森林伐採や採石のコンセッションを契機に、住民が共同で国有保護林の一部を保護する活動をおこなっている事例がある（後述）[Chantana, Surichai 1995]。南タイについてはニティがデータを収集している。それによると101カ所のうち、住民による共同管理が最近になって始まったというものが少なくとも75カ所あり、逆に起源を特定できないか100年以上

の歴史があるというのは3ケースのみであった [Nithi 1993: 5-7, 16-17]⁽¹²⁾。

(5) 共有地の地方分布

以上にみてきたような共有地は、タイ農村においてどの程度一般に存在しているのであろうか。それを示すような公的統計は存在しないので、筆者の調査地での状況から、地方別の共有地の存在状況を推測する。表6-3は、共有地について聞き取りできた調査地において、共有地の有無をその種類別にみたものである。自然の沼地についてみると、東北部においてはほとんどの村で存在しており、1カ所に複数カ所存在するケースも多いことがわかる。中下部でも沼地は比較的多くの行政村に存在しているが、一つの沼地を複数の行政村の住民が利用しているケースがかなりみられた。北部の調査地については、おそらく地形的な理由からであろうが、共有の沼地はほとんどみられなかった。

また、小規模の林地や、立木のなくなった空き地の類、あるいはコミュニティで保護を合意した国有林も、東北では半数の村でみられた。北部では、水源林を共同で保護しているという村が2カ所あった。その一つPa Toeng村<N5>では、村の水田に灌漑水をもたらす水路の水源林8ライが、古くよりコミュニティ林と見なされ、そこについては木の伐採や開墾を厳しく禁じてきたという。とくに懲罰の方法を定めていないというが、これまで違反者は出ていない。もう一つは、Wang Nam Yat村<N1>で、こちらは水源林を山地少数民族が農耕地に利用したことを契機にして、1980年代後半に水源林保護グループが作られ、森林利用の規則が定められた。

中部の場合、林地(あるいは立木がなくなり家畜の飼育地として使われているところ)は、その上部地方でもっぱらみられた。このうちピサヌローク県のDong Phluang村<UC17>では、1986年以降35ライの林地を保護林と定め、伐採を禁止した。この村は43年にできた新しい村で、住民の多くはラーオ系(Lao Song)であった。そのため中部タイには珍しく村の祠もあり、共同の祭祠が毎年おこなわれている。立村の頃には一帯は森林であったが、人々の先占で残った

表6-3 種類別にみた共有地のある行政村数と1行政村当たり共有地数

	東 部		北 部		中 下 部		中 上 部		南 部			
	行政村当たり共有地数 ¹⁾		行政村当たり共有地数 ¹⁾		行政村当たり共有地数 ¹⁾		行政村当たり共有地数 ¹⁾		行政村当たり共有地数 ¹⁾			
	行政村数 ³⁾	%	行政村数 ³⁾	%	行政村数 ³⁾	%	行政村数 ³⁾	%	行政村数 ³⁾	%		
沼地 ⁵⁾	31	81.6	1.28	1	7.1	0.07	16	34.8	0.27	8	19.0	
池 ⁴⁾	6	15.8	0.12	2	14.3	0.14	0	0.0	6	14.3	0.10	
林地, 草地, 低地, 空き地 ⁶⁾	19	50.0	0.55	4	28.6	0.29	4	8.7	0.03	10	23.8	0.19
データを得た調査地数 ⁹⁾	38	100.0	49	14	100.0	14	46	100.0	64	42	100.0	63
												22
												100.0
												22

(注) 1) 一つの集落が複数の行政村に区分されているケースと複数の集落が一つの行政村を形成しているところは、集落を単位としてカウントした。

2) 中部と南部はタンボン単位で共有地数を聞き取ったところがあるため、その場合はタンボン内の行政村数で除した。

3) 天然の水場。

4) 人工的に掘った水場。

5) タイ語でpa, thung, non, don, thi lum, thi wangなどと称される土地。ただし廃寺、寺用地、学校用地、村の守護靈の森、埋葬林は除外。共有地として意識されていない森林も除外。

6) 共有地と行政村との対応関係が把握できていない調査地があるため、「行政村当たり共有地数」について「データを得た調査地数」は「有地のある行政村数」よりも多い地方がある。

(出所) 1989～95年の筆者調査。

のが、上記の35ライであったという。またガムペンペット県のNong Pin Kai村〈UC28〉にも、15ライのコミュニティ林があり、人々は82年に伐採禁止を合意した。そしてその中に、ライスバンクの倉を建て、池を掘っている。この村も住民の大半は北タイからの移住者であり、村の守護靈が奉られている。一方、中下部では若干の小さな空地が、共有地として認められる程度であった。

これらのほかに、東北タイでは住民が共同で私有地を購入し、共有地として利用している例も、数は少ないがみられた。このような土地は、もっぱらライスバンクや協同店舗の敷地として使われている。なかにはKhok Pia村〈NE12〉のように、自然の水場が不足するため、池を掘る目的で私有地を購入したところもある。その資金（8万5000バーツ）は、住民全戸から徴収した現金と協同店舗の収益を合わせたものである。

以上にみると、地方による違いはあるにしても、沼地や林地といった共有地はタイ農村で決して特異な存在ではない。とりわけ東北部ではほとんどの村に沼地があるほか、草地、林地も多くみられるし、村として共同で購入した土地もあった。この地方においては、村レベルで占取し管理される土地資源が、相対的に豊かであるといえよう。

このように共同的に占取された土地を利用して何らかの共同事業がおこなわれるというのも、前述の3事例農村のみに特異な現象ではない。表6-4は筆者の調査地について地方ごとに共有地での共同経済事業の状況をしたものである。ほとんどが沼地での共同養魚事業（養魚事業への貸出しを含む）、浅くなつた沼地の貸付、あるいは林地類の貸付というものであるが、とくに東北タイではこれらの事業はかなりの村で見いだすことができる。北タイでの事例が少ないので、筆者の調査地において事業に利用できるような共有地が少なかったことの反映であろう。逆に中部タイは、共有地が比較的多くみられたにもかかわらず、共同事業をおこなう調査地は少なかった。またこの表から、共有地を利用した事業のほとんどが、1980年代以降に開始されたものであることがわかる。

表6-4 共有地における経済活動の事例

地方および 調査地名	共有地の運用方法	開始年次	調査地 番号
中下部(4カ所)			
Thewa Rat	沼地での養魚事業をする村あり 共有地(低地)に自生する砂糖椰子の入札をする	1987 1982	LC9
Kho Bung (Sri Phran)	沼地での養魚事業	1989	定着調査
Bang Sadet	沼地が浅化したので一部にサダオの木を植えた (葉を収穫して除虫剤の材料にする予定)	1989	LC12
Rong Chang	沼地での養魚事業をタンボンとしておこなう	1988	LC13
中上部(3カ所)			
Nong Phra	池での養魚事業 池の周囲の土地にバナナを共同で栽培	? ?	UC18
Sri Charoen	林地5ライにチークの植付け	?	UC19
Ban Dan	荒地(3,000ライ)を住民に貸出し ¹⁾	1984	UC26
東北部(19カ所)			
Thon	沼地の貸出し(魚養殖) 沼地の貸付(稲作)	1986 1988	定着調査
Non	学校跡地を住民に貸出し(桑栽培) 沼地の貸付(魚養殖) 寺跡地を住民に貸出し(桑栽培)	1988 1990 1989	NE1
Bung Kae	沼地を村の青年会に貸出し(魚養殖)	1989	NE2
Nong Kha	沼地の一部を貸付(稲栽培)	1985	NE3
Khambon	沼地の貸出し(魚養殖)	1989	
Klang Hung	沼の回りの土地を住民に貸付	1984	NE5
Nong Ben	浅くなった沼地を耕作用に貸付 その後、掘り直して養魚事業	1984 1989	NE6
Lao Kwien Hak	大学の研究室に空き地を貸付(桑栽培用)	1988	NE8
Thum	沼地での養魚事業(住民が交代で管理)	?	NE9
Lao Na Di	埋葬林を開墾し住民に貸出し	1971	NE13
Phue	沼地の貸出し(養殖)	1982	NE16
Samran	5カ村で林地の保護を申し合わせた 沼地の周囲の土地の貸付	1987 1986	NE18
Han	林地180ライの保護を申し合わせ	1989	NE21
Hua Fai	堰での養魚事業	?	NE22
Nong Saeng	池の貸付(養魚)	?	NE29
Mak Yang	林地の貸付(桑栽培)	1985	NE37
Muang Noi	林地の貸付(桑栽培)	1986	NE39
Non Sung	沼地での養魚事業	1986	NE43
Sri Phon Thong	沼地での養魚事業	1988	定着調査
北部(3カ所)			
San Sai	埋葬林と雑木林に果樹植付け	1987	N8
Rai	池での養魚事業	1990	N12
Ton Kaeo	寺跡地を村人に貸付(マンゴー植付け)	1990	N14
南部(1カ所)			
Nawa	草地を造成し、牛飼育グループの放牧地として使用	1979	S3

(注) 1) その後、郡の指示で貸付は禁止された。

(出所) 1989年～95年の筆者調査。

(6) 共有地と占取主体

これまで論じてきた共有地は、その形成の経緯から明らかなように、もとはオープン・アクセスの土地として住民に認識されていた。そのような土地の私的占有が進むとともに、残った土地について「共有」意識が発生したわけであるが、すべての無主地についてこのようなプロセスが生じるとはかぎらない。「共有」化されることなく、すべてが私有地となることの方が、むしろ多かった。

そこで注目したいのは、「共有」地を意識する側、すなわちコミュニティの条件である。第4章でみたように、東北や北部の自生村は社会単位として認識されているから、それが土地の占取主体となることは当然と見なされやすい。しかもそれは住民の合意形成を図る制度、経験を合わせもっていた。例えば、先に示した北部タイのコミュニティ林について、その管理主体が誰であるかを見てみよう。表6-5によれば、50%が行政村となっており、他の主体との共同管理の場合(H～L)を含めると、その比重は61%にもなった。水源林が多くありながら、水利組織が管理主体となる例はわずかであり、自治体ではない機能組織であるコミュニティ林管理委員会によるケースも少ない。

このように、広い面積をもつ森林でさえ、行政村という単位が管理主体となって共有地を維持している。まして東北部で多くみられた小規模の沼地のような公共地の場合、もっとも近くの自生村あるいは行政村がその占取と管理・運用の主体となるのは自然であろう。

しかしここでもコミュニティの地方的特色を考慮に入れねばならない。北部や東北部において、行政村あるいは自生村が公共地の占取主体となりうるのは、まずもってそれらが一つの社会単位として認識されているからであろう。そのような意識があるからこそ、団体としての土地占取が「当然なもの」と理解されやすい。しかも共同占取を対外的に主張するためには、行政村による方が公的に認定されやすい。

逆に中部タイのコミュニティは、第4章でも論じたように公共地の共同占取主体となりにくい特色をもつといえる。この地方で共有地が少なかつたり、

表 6-5 北タイにおけるコミュニティ林の
管理主体

管理主体	箇所	比率(%)
A) 行政村役員会	77	50.3
B) タンポン評議会	15	9.8
C) コミュニティ林管理委員会	10	6.5
D) 水利組織	7	4.6
E) 僧侶ないし寺	0	0.0
F) 住民グループ	5	3.3
G) 政府組織	0	0.0
H) A および C	1	0.7
I) A および D	4	2.6
J) A および E	4	2.6
K) A および F	6	3.9
L) A, E および G	1	0.7
M) B, D および E	1	0.7
N) C および D	1	0.7
O) 不明	21	13.7
合 計	153	100.0

(出所) 表 6-1 に同じ。

またあっても共同事業があまりみられなかつたのは、このようなコミュニティの条件も一因であろう。このような環境のもとで、森林を共同で管理するためには、東北や北部とは異なつた方策がとられねばなるまい。

その点で、ラヨーン県の Ban Laeng 区にあるコミュニティ林の形成過程は、実に興味深い事例を提供している。このケースを調査したチャンタナーとスリチャイによれば、国有保護林がコンセッションなどにより破壊される危険が迫つたとき、住民は有志組織としての保護グループを作ることで、森林の協同管理を成功させていた [Chantana, Surichai 1995]。リーダーたちは、森林保護をするにあたつて行政村での合意形成を追求するという方法をとらず、まず気持ちの通じる友人たちで小グループを作つた。したがつてこの組織は、中心メンバー以外はメンバーシップも明確でない。ただし、グループの森林

監視活動を権威づけるために、グループをタンボンで公認させている。このケースは行政村やタンボンという単位で組織を形成するのが困難な条件のもとで、仲間集団 (peer group) に依拠した機能組織を作ったものとみることができよう。

第2節 地域共有資金の形成と管理

1. 村財政の形成

第4章で述べたように、伝統的タイ農村では寺をめぐる資金動員・管理を除くと、村として共同で資金を管理するようなことはほとんど存在しなかった。支出額が少ないものは村長のポケットマネーで済ませることが多かったし、額の大きいものについてはそのつど寄付を募るという方法がとられてきた。そのため、村人から村の活動の負担金を恒常に徴収するようなこともなかった。政府からの資金は、ほとんどが特定の社会資本整備予算であり、村の日常的な運営のための資金は送られてこなかった。こうしてタイの村では、恒常に管理される財政が存在しなかったのである。これは日本のように「自然村」をなす集落レベルにおいても、自治会費などの徴収や財政をおこなっているところとは対照的である。

しかし筆者が観察したかぎりでは、財政規模や手続きの制度化という点で初步的段階にあるものの、近年、行政村や自生村が世俗の目的のために共有の資金をもち、運用する傾向がみられるようになった。その背景には、行政村と政府の交渉が頻繁におこなわれるようになったことがある。まず政府による農村開発が活発化して、行政村の支出が増加した。例えば政府の官吏をもてなす機会や、逆に村人を政府の行事に動員する機会が増えた。集会所、村内放送施設 (ワイドスピーカー) などの維持管理費用も増加した。また住民の資金需要が高まり、共有現金の低利融資への要求が起きた。

他方では前章でみたように、共有地や政府などから与えられた資源の運用がしばしば起こるようになり、その余剰を村の資金とすることができるようになった。寺に集まる寄付の一部ですら、村の資金として世俗の活動に流用するところもでてきた。

2. トン村財政の変化

前項で述べた変化を、トン村を例を見てみよう。この村では、1975年頃から商業映画の興行が来るようになったが、村の役員は場所代として興行主から一定の現金を受け取っていた。それを村の役員が保管しておき、寺の行事でバンコクのトン村出身者と連絡をとる費用などに使ったという。おそらく村の役員の判断でこの現金は使われて、村人全体でその収支を確認するようなことはなかったと思われる。したがって、このような現金収入は帳簿に記録されておらず、当然会計の監査などはまったくなされていなかった。また1975年には寺施設の建設のために集まった寄付を村人に貸し出すことが、当時の村長（兼区長）の提案で始められた。しかしこの資金を借りたものは、村長自身とその子供や友人などばかりであった。しかも返済が滞ったため、2年後には村人から批判が出てこの資金貸付は中止された。このように現金経済の浸透しつつあったこの村で、共有の現金が作られはじめたが、資金管理は制度化されていなかった。

1988年になると、新村長（兼区長）のイニチアチブで、寺の大きな行事で集まる寄進の2割を、学校と村の一般財政として用いるという提案がなされた。宗教目的で集められた現金を世俗の用途に用いることには反対者もあったから、村の役員は村の集会で人々の説得にあたらねばならなかつた。そして88年のカチナ祭から、村と寺は会計を帳簿上分離したのである。こうして村は定期的な収入をもつことになった。トン村の会計帳簿によると、カチナ祭の寄進のうち5900バーツが村の収入とされ、残り1万7700バーツが寺管理のための会計に計上された。また89年2月の大生經説法祭（bun phrawet）では、村

と寺が2806バーツ、9700バーツを分けている。一方の支出であるが、村の方は共同井戸を掘るための調査代金、集会所の電気メーターの取り替えや集会所の改修などの社会資本整備、あるいは農村開発の視察団や官吏の接待費などに用いている。寺の方では塀の建設があったため、収入の半分以上をこれにあてた。

ただし、この年以降、この村では宗教目的の寄進を世俗目的に使うことへの反対論が再燃し、このような村の一般財政基金は作れなくなっていた。1993年8月にこの村を再訪したときには、村の役員会は再び寄進の10%を村の歳入に繰り入れるという提案をして、人々の説得にあたっていた。

こうしてトン村では寺の寄進という重要な収入源がなくなった。また沼地や学校跡地の貸付による地代収入も、前節で述べたような事情から借り手の事業が中止されたため、継続的収入とならなかった。以上の理由から、トン村の財政収入は、ほぼ映画の場所代や村の集会所の使用料に依存する状況になっている。それを1990年4月以降について整理すると表6-6のようにな

表6-6 最近のトン村の財政状況
(1990年4月～92年12月)
(単位: バーツ)

暦年	1990 ¹⁾	1991	1992
収入合計	15,938	16,381	16,826
繰越し金	0	5,611	9,256
映画	8,580	9,510	6,300
物品販売	310	310	770
集会所使用料	760	900	500
その他	6,288	50	0
支出合計	10,327	7,125	2,144
映画代徴収手当	870	1,220	680
電気代	852	1,197	1,444
資材費	1,515	4,278	0
労賃	2,040	0	20
その他	5,050	430	0
差引	5,611	9,256	14,682

(注) 1) 1990年への繰越し額は不明のため0として計算。

(出所) 筆者調査。

る。映画の興行主からの場所代はほぼ1回につき300バーツであるが、映画が夜中におこなわれるために場所代の徴収を村人に請け負わせ、徴収手間賃(場所代の10%)を与えていた。また集会所の使用料は、行商人のほか村人が私用で利用する場合(例えば結婚式や法事など)にも徴収している。これは電気代がかかるためである。支出についてみると、先述の映画場所代の徴収手数料以外に、集会所の電気代が恒常に支払われている。そのほか集会所の雨どいや垣根、あるいは電線架設のため集会所の菩提樹の枝を払う労賃など、社会資本関連の支出が時折発生している。

3. 他村の事例

寺への寄進を村の運営資金とすることは、シーポートーン村でも、1981年以降におこなわれるようになった。またこの村では、前節で述べた養魚事業の収益が村の基金として住民への貸出しに使われている。これは堆肥作りのための糞がらを購入するためのものであるが、次章で詳しく述べるように、村内の農家の生産力を高めるために、極めて重要な役割を果たしている。

他の村について、村としての資金にどのようなものがあるのかを、表6-7に整理した。この表から、東北部において村の共有資金がかなりみられることがわかる。共有資金の多くは、現在進行中の政府やNGOのプロジェクト資金やその終了後に残った利潤である。またこの地方で共有地を用いた事業が多いことから、そこで得られた利潤が使われる場合もある。そのほかにも、協同店舗やライスバンクといった協同活動の利潤を村としての財源としたり、寺の寄進を繰り入れる例もあった。

第3節 おわりに

本章では、地縁的関係にある人々が共同で所有ないし占有する資源に注目

表 6-7 筆者調査地における村の共有現金(調査時点で進行中の政府、NGOによるプロジェクトの回転資金については省略)

地方／調査地名	共有現金の由来、用途など	調査地番号
中下部 Don Khwang Kho Bung	寺の寄進の一部を住民に貸与 (1987年より) 寄付と政府の補助で基金(トイレ建設の回転資金) 養魚事業の利潤の一部を村の財政に入れる (1989年より)	LC1 定着調査
中上部 Nong Phra Mai Thang Daeng	ガムナン宅に泊まる賃耕業者から仲介料を徴収し、村の財政に繰り込む (1984年より) 寺への寄進の一部を積み立て (1983年より開始)、村内の貧困家庭の援助に使う (予定) 政府補助で水池を作つて売つて作った利潤 (利用方法未定)	UC18 UC22 UC30
東北部 Thon Bung Kae Khambon Khang Hung Nong Ben Khok Pia	寺への寄進の一部、共有地の地代を村財政に繰入れ 寺への寄進の一部を利潤の一部を村財政に繰入れ (1988年より) 沼地代収入を村人に貸付 (トイレ作りの基金など、1986年より) 協同店舗 (1983年設立) の利潤の10%を村財政に繰入れ (それと住民の寄付を合わせて共有地を購入した実績あり)	定着調査 NE2 NE4 NE5 NE6 NE12
Phue Phon Sawan Non Muang Nong Thum Muang Noi Pla Khun Sri Phon Thong	地代収入を村財政へ (1990年の一部)を蓄積し、村の中央基金とした (1985年より) NGOの補助金と寺への寄進の一部を募り、僧侶の呼びかけで寄付を募り村の一部の開発基金とした (1985年より) 沼地の周りのエクアトで得た利潤を村の財政に繰入れ 必要時にはライスパンクの稻を売つて村財政に入れる	NE16 NE23 NE26 NE35 NE39 NE41 定着調査
Don Samphan Nong Talum Pok Rai Khok	寺への寄進の一部と貯金組合の預金から利息を算出し、村財政に繰入れ (1981年より) NGOのプロジェクトの収益と政府補助金、養魚事業の収益などから村の開拓基金を作った (1989年より) ライスパンクの収益と利潤を住民に貸出し (1989年より)	NE45 NE49 NE50
北部 Wang Nam Yat Pa Toeng Pong San Sai Rai	協同店舗の収益の一部を村落開発基金とする ダムアン・バーーンで集まつた現金の一部を村の財政に繰入れ (街灯の電気代などに使う)	N1 N5 N6 N8 N12
南部 Samrong Sami Sathon	水利費の一部を村の社会資本整備に使う 村内の果樹園から得る果実の売上げの一部を村の基金とした (1987年) 政府のプロジェクト終了後に残つた回転基金を村の中央基金として、住民に融資 (1995年で37万バーツ) 村落開拓コンテストの入賞金 (5万バーツ) として貸し出された。村に規則違反者から徴収した罰金で村落開拓基金とし S7	S6 S7
Wang Lung	村の上水道 (1985年設置) の水道代金を徴収してブル。水道の修理などのために貯めておく	S11
(出所)	1989~95年の筆者調査。	

して、それを契機に形成される協同組織について論じてきた。まず土地という資源についていようと、未占有の森林が集落の周囲に広がっていた環境のもとでは、共同で利用する土地があっても、その多くはオープン・アクセスの土地と見なすべきものであった。すなわちそのような公共地は、共同利用地であると同時に、私的占取のリザーブでもあった。土地に関する法制度上では、このような未占有地は国有地であり、またその中でも住民の共同利用に付されるべき土地については、私的占取から保護するための法的規制があった。しかし、それを実効たらしめる制度は不十分なものでしかなかったため、これらの土地の多くが私的に占取されてきたのである。

土地資源の希少化によって、このような「共同利用地」をめぐる環境は大きく変化する。住民は、残された土地資源を共同で占取し、それを維持する必要性に迫られた。ここに地縁的関係にある人々の共有地が現れ、同時に人々の協同による管理が始められた。ただし当初はコミュニティの外部者を利用から締め出すこともなかつたし、共有地の自然的属性を破壊しないかぎり、その利用の仕方について規制はほとんど設けられなかつた。もっとも水源林のように希少性の高い共有地については、「手を触れない」という形での管理をおこなっていた場合もある。この段階での協同管理の内容は、まだ単純なものであった。

ところが資源利用の競合が激しくなり、また住民の側でも共有地の高度利用を求めるようになると、協同管理のあり方が変化してくる。すなわち共有地の利用が特定コミュニティの構成員に限られるようになり、その利用の仕方についてもさまざまなルールが定められる。協同の監視が実施されたり、ルール違反者に対して懲罰がおこなわれる場合もでてきた。さらに共有地を使って何らかの収益を得ようという試みもなされるようになった。例えば住民が家畜の水場などとして自由に利用していた沼地を村が囲い込み、協同の養魚事業をおこなうところがある。その収益の全部または一部は、村の収入として他の協同の目的に使われる。その際、村が協同事業の直接の運営主体となる場合と、特定の個人やグループに共有地の経営管理を委託する場合が

あった。後者の場合、村は単なる地主としての管理をするととどまるが、前者の場合には、共有地の生産力を高めるインプットをするために、構成員の協同活動を組織せねばならない。

このよう公共地を地縁的関係にある人々が共同で占取し、管理できるためには、人々の団体としての能力が重要になろう。筆者の観察するかぎり、東北や北部では行政村（場合によっては自生村）がこのような主体となるケースが多く、第4章で述べたようなこれらの地方の特色が、ここにも表れているように思う。

土地以外の地域共有資源としては、村の共有資金が作られ、恒常に管理されるようになった。近年、村の社会資本維持や開発プロジェクトへの対応のために村としての支出が増加したことから、寺への寄進の一部や農村開発プロジェクトの利潤を利用して、世俗の目的のための財政活動が始まったのである。

以上のように、タイの農村において地域共有資源がさまざまな形で生まれつつある。そしてコミュニティがその所有・占有主体となり、また継続的管理行為の担い手となった。すでにわれわれは、第3章において、私有資源の共同利用組織がコミュニティを母体として作られるることを知り、前章において農村開発プロジェクトが行政村に共同資源を持ち込んでいることをみた。また第4章において、それらの資源を受け入れ、あるいは管理するコミュニティが、どのような属性をもつものかも検討した。次章では、東北タイの一つの行政村に注目して、これまで契機別に論じてきた住民の組織化が、どのようなプロセスを経て進むのかをみることにしたい。

[注] —————

- (1) 先行研究には [Vanpen 1986] [Abha 1979] [Tanabe 1994] [Potter 1976] などがある。また灌漑組織は、必ずしも村といった自治的区分を単位として作られるのではなく、あくまでも同じ灌漑施設を利用する水田耕作者の組織である。
- (2) これは法制度上でいう「総有」にあたる [稻本1983: 295-296]。

- (3) 1935年に「公共地である荒蕪遊休地の禁制化に関する法律」(Phra racha banyat wa duai huan ham thidin rok rang wang plao an pen satharana sombat phaeng din pho so 2478) が定められ、先占禁止地の勅令は官報に公示されるようになった。35年からこの法律が廃止される54年までの勅令を調べたところ（ただし、手元の資料の制約から1942年を除く）、106ケースのうち、住民の放牧地や薪採取地として保護されたものが2ケース、養魚地として保護された沼地が2ケースにすぎなかった。反対に、軍用地13ケース、刑務所関係9ケース、農民への土地配分用地（入植事業地など）19ケース、採石場11ケースなど、国家機関の直接の管理下におかれたり、そのもとで私的利用に付されたりする土地を、保護するケースがほとんどである。
- (4) 内務省土地局での聞き取り（1995年11月）。
- (5) 「公共地である荒蕪遊休地の禁制化に関する法律（1935年）」に基づく勅令、および国家土地管理委員会の「土地法典に基づく土地保護の規則（1955年）」（Rabiap kho bangkhtap wa duai kan prasan ngan kiao kap kan sa-nguan thidin tam pramuan kotmai thidin）による [Thailand, DOL 1971: 758-790]。なお1955年の「規則」では地図を付すことになっているが、実際にはそうなっておらず、1935年法よりも正確さの点で後退しているという指摘もある [Chaiwat 1977: 109]。
- (6) これはPhraracha banyat khum khrong lae sa-nguan pa pho so 2481【森林の管理・保護法（1938年）】を指す。これ以前の法律は、森林という土地全体を保護するのではなく、特定の樹木を保護するものであった [TDRI 1986a: 20-23]。
- (7) 国有保護林を管理する森林局と私的占有地に対して証書を発行する土地局との協力が不十分であったことから、このような問題が発生した [Prachachat Thurakit 1990.5.20-23]。
- (8) 1983年に国家土地管理委員会が「土地政策」を発表し、森林を「保護される部分」と「生産的用途に用いられるべき部分」に分ける方針が出された [TDRI 1986a: 44]。国有保護林の外については、同年に実際に森林を線引きする作業が始まられている（農業省農地開発局での聞き取り、1995年8月）。国有保護林内については、91年の国家土地政策委員会決定に基づいて分類が実行された [Thailand, RFD 1992: 9-13]。
- (9) 2005年までには、タイ全土の地籍図が空中三角測量により作られる予定なので、あと10年もすると全国で、私有地、国有地を問わず、すべての地片の位置・領域が確定できるようになる [Thailand, DOL 1992]。
- (10) チャンタナーとスリチャイが紹介するラヨーンの住民による森林保護クラブも、森林局の公認と援助を受けている [Chantana, Surichai 1995]。
- (11) この池の再開発について詳しくは [Shigetomi 1995: 85-86] を参照のこと。

(12) 3 ケースの一つはソンクラー県ナータウイー郡サトーン区サトーン村にある2575ライの共有林である。これについては筆者も調査する機会があった<S7>。この共有林はほとんど人間の手が入っていない平地林としては、極めて珍しいものである。周囲はすべて占有されてゴム園になっている。このような共有林の確保は、3代前の区長（現区長〈55歳〉の祖父）のイニシアチブでおこなったという。この区長はkhunの官位をもつ人物であった。ナコンシータマラート県やソンクラー県で官吏として勤めた後、サトーン区の長となった。現区長の聞いたところでは、当時はまだ森林が豊かに存在していたが、それも間もなく消失するであろうから、住民が薪炭や木材をとるところを確保しておかねばならないと主張して、この土地を村として囲い込んだという。このような先見の明のある人物の存在が、このような例外的に古い共有林を作ったのである。